

一、対象不動産の所有権の帰属に関する事項
二、不動産特定共同事業契約に係る不動産取引による財産とする行為（以下「対象不動産の変更」という。）を行う場合にあっては、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）とする。
三、業務及び財産の状況に係る情報の開示に関する事項
四、対象不動産を売却し、又は自己の固有財産とし、若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産とする行為（以下「対象不動産の売却等」という。）に関する事項
五、事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡に関する事項
六、不動産特定共同事業の業務を行うまでの余裕金（以下「業務上の余裕金」という。）の運用に関する事項
七、対象不動産の変更に係る手続に関する事項
八、不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭以外の金銭（以下「業務外金銭」という。）の運用に関する事項
九、第三号事業又は小規模第二号事業を行おうとする者の不動産特定共同事業契約約款については、委託特例事業者の報酬に関する事項
令第六条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行おう場合にあっては第十二号ハを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行おう場合にあっては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。
一、令第六条第一項第一号に掲げる事項について
ては、法第二条第三項各号（小規模不動産特定共同事業者との不動産特定共同事業契約約款にあっては、同項第一号及び第二号）に掲げ

二　令第六条第一項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 不動産特定共同事業契約の締結をすると
きに、対象不動産の所在、地番、用途、土
地面積、延べ床面積その他の対象不動産を
特定するために必要な事項を記載する欄が
あるもの（対象不動産変更型契約にあつて
は、変更前の対象不動産に関するものに限
る。）

ハ 対象不動産の変更の予定の有無に関する
定めがあるもの

二 法第二条第三項第一号若しくは第二号に
掲げる契約又は同項第四号に掲げる契約の
うち同項第一号若しくは第二号に掲げる契
約に相当するもの（以下「出資を伴う契
約」という。）のうち、金銭をもつて出資
の目的とする契約にあっては、対象不動産
の取得の予定時期に関する定め及び当該予
定期までに取得できなかつた対象不動産
がある場合においては、当該対象不動産に
より営むことを予定していた不動産取引を
行うのに必要な額として出資された額につ
いて出資総額に対する出資の割合に応じて
事業参加者に対し返還する旨その他これに
準ずる公正な定めがあるもの（対象不動産
変更型契約にあっては、変更前の対象不動
産に関するものに限る。）

三 一 対象不動産の取得の予定時期までに出資
された金銭を運用する場合（対象不動産変
更型契約に基づき不動産特定共同事業を行
う場合にあっては、対象不動産の売却等
(当該対象不動産の売却等により契約が終
了するものを除く。)により得られた金銭
(第十五号ハ並びに第十六号ロ及びハにお
いて「特定金銭」という。)を運用する場
合及び前項第八号の運用をする場合を除
く。)にあっては、当該出資された金銭に
ついて約款に定められた前項第六号に掲げ
る事項に関する規定を準用する旨の表示が
あるもの

四 令第六条第一項第三号に掲げる事項につい
ては、事業参加者に対し分配すべき収益又は
利益の額の算定の方法並びにその分配の時期
及び方法に関する定めがあること。
令第六条第一項第四号に掲げる事項につい
ては、次に掲げるものであること。

イ 出資を伴う契約のうち、金銭をもつて出資の目的とする契約にあっては、当該契約の締結をするときには支払期日又は支払期限及び出資総額の限度額又は出資予定総額を記載する欄があるもの

ロ 出資又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的である財産を、当該不動産特定共同事業契約に係る不動産取引により運用する旨を明示したもの

ハ 修繕費、損害保険料その他対象不動産を管理するために必要な費用の負担に関する定めがあるもの

二 不動産特定共同事業契約においてあらかじめ定められた出資又は費用の額を超えて負担を求める場合にあっては、その要件及び事業参加者の同意に係る手続その他これに準ずる公正な手続に関する定めがあるもの

ホ 出資を伴う契約にあっては、対象不動産を当該不動産特定共同事業契約に基づく不動産特定共同事業の目的以外のために担保に供し、又は出資の目的とすることを禁ずる旨を明示したもの

ヘ 法第二条第三項第一号に掲げる契約のうち不動産の所有権を出資するものにあっては、対象不動産につき業務の執行の委任を受けた者を登記名義人として民法第六百六十七条第一項の出資を登記原因とする所有権移転の登記を行ふ旨の定めがあるもの

一 令第六条第一項第五号に掲げる事項について、不動産特定共同事業契約の締結をするときには契約期間を記載する欄並びに契約期間の延長を予定する場合にあってはその要件及び手続に関する定め（契約期間を定めない場合にあっては、その旨の定め）があること。

六 令第六条第一項第六号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 契約終了の原因となる事由及び契約終了時の残余財産の分配の方法その他の清算の手続について明確かつ公正な定めがあるもの

ロ 出資が予定した財産に満たない場合であつて不動産特定共同事業者等が出資を行わないときその他のやむを得ない事由があるときは、不動産特定共同事業契約が終了する旨の定めがあるもの

七 令第六条第一項第七号に掲げる事項については、やむを得ない事由が存する場合に契約

八 球の二 前号の場合を除き、契約を解除し、又は組合から脱退することができる場合にあっては、その条件及び手続に関する定めがあること。

八 令第六条第一項第八号に掲げる事項については、不動産特定共同事業者等の報酬の額の算定の方法並びに収受の時期及び方法に関する定めがあること。

八の二 対象不動産変更型契約における前号の報酬の額の算定の方法は、対象不動産の価額又は収益若しくは利益に対する割合を基礎として算定する方法その他の公正な方法であること。

九 前項第一号に掲げる事項については、対象不動産の所有権の帰属する主体に関する定めがあること。

十 前項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ 出資を伴う契約にあつては、元本の返還について保証されたものではない旨を明示しているもの

ロ 法第二条第三項第一号に掲げる契約又は同項第四号に掲げる契約のうち同項第一号に掲げる契約に相当するもの（以下「任意組合契約等」という。）であつて事業参加者が無限責任を負うものにあつては、事業参加者が無限責任を負う旨（不動産特定共同事業者等が事業参加者に代わつて不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失を負担する旨の特約をする場合にあつては、その旨。以下同じ。）を明示しているもの

十一 前項第三号に掲げる事項については、業務及び財産の状況に係る情報であつて次に掲げるものが事業参加者に開示されるための方法に関する定めがあること。

イ 法第二十八条第二項（小規模不動産特定共同事業者にあつては、法第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項）の規定により開示についての報告書の記載事項

第十二条 (財産的基礎及び人的構成の審査)
主務大臣又は都道府県知

十八 前項第十号に掲げる事項については、委託特例事業者の報酬の額の算定の方法並びに收受の時期及び方法に関する定めがあること。

の商号又は名称及
の追加又は変更と

でに掲げる事項及び第十一項第九号に
該する事項（第十一条第一項第九号に
該する事項、不動産特定共同事業契約に
係る業務の委託先の動産取引に係る業務の
事項を除く。）以外の事項

四
事

法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち、事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）変更後の登記事項証書又はこれに代わる書面

第三十三条 法第八条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

二 法第八条第一項の規定により許可申請書を提出する場合において新たに設置することとなつた事務所があるときは、当該事務所に係る次に掲げる書類を前項の許可申請書に添付するものとする。

一 法第五条第二項第三号に掲げる書面

二 事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

法第八条第一項及び前項の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

(軽微な追加又は変更)

第十四条 法第九条第一項第二号の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第六条第一項第

(変更の認可の申請)

第十五条 法第九条の規定による認可の申請は、別記様式第五号による認可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 不動産特定共同事業の種別を変更しようとする場合にあっては、不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項を記載した書類

二 新たに不動産特定共同事業契約約款の作成をし、又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をしようとする場合にあっては、新たに作成若しくは追加しようとする不動産特定共同事業契約約款又は変更後の不動産特定共同事業契約約款

三 新たに電子取引業務を行おうとする場合にあつては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項を記載した書類

四 事務所を追加して設置しようとする場合にあつては、当該事務所に係る第十三条第二項各号に掲げる書類

(許可申請書の記載事項の変更の届出)

3 前二項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

2 法第十条の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第五条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更 変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更(新たに役員又は令第四条で定める使用者となる者がある場合に限る。)新たに役員又は令第四条で定める使用人となる者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち、事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち、事務所ごとに置かれる法第十七条第一項に規定する者の変更（同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る。）新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

五 法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）変更後の定款又はこれに代わる書面

六 前項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（廃業等の届出）

第十七条 法第十二条第一項の規定による届出は、別記様式第七号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

二 前項の規定により提出すべき廃業等届出書の部数は、正本一部及びその写し四部とする。

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

第十八条 法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一一 第七条第一項第一号に掲げる事項

二 法第三条第一項の許可の年月日及び許可番号（法第六十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特定信託会社（以下「届出特定信託会社」という。））にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号、令第十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた同条第一項に規定する特別金融機関等（以下「届出特別金融機関等」という。）にあっては、同条第三項の規定による届出の年月日及び受理番号）

三 法第三条第一項の許可又は法第九条第一項の認可に係る対象不動産変更契約に係る不動産特定共同事業契約の有無

四 法第三十四条第一項若しくは法第三十五条第一項若しくは第二項の規定による指示又は法第三十五条第一項若しくは第二項の規定による業務停止の命令があつたときは、当該指示又は命令の年月日及び内容法第五十八条第五項の規定により法第十二条を読み替えて適用する場合における司条の主務

4 ファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（報告の徴収）

第三十五条 国土交通大臣は、登録証明事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録証明事業実施機関に対し、登録証明事業の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十一条第一項第三号の登録をしたとき。

二 第二十五条第一項の規定により登録の更新をしたとき。

三 第二十七条の規定による届出があつたとき。

四 第二十九条の規定による届出があつたとき。

五 第三十三条の規定により登録を取り消し、又は登録証明事業の停止を命じたとき。

（広告の規制）

第三十七条 法第十八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 不動産特定共同事業者及び特例事業者の資力又は信用に関する事項

二 不動産特定共同事業の実績に関する事項

三 不動産取引の内容に関する事項

四 事業参加者に対し分配を行う収益又は利益の保証に関する事項

五 不動産特定共同事業契約の解除に関する事項

六 不動産取引から損失が生じた場合における当該損失の負担に関する事項

七 不動産取引に係る市況に関する事項

八 不動産特定共同事業契約に係る金銭の運用に関する事項

（相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為）

第三十八条 法第二十一条第四項の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際しその相手方に對し特別の利益を提供することを約する行為

二 不動産特定共同事業契約の締結又は更新について顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧説する行為

三 不動産特定共同事業契約の締結又は更新をしない旨の意思を表示した者に対して執ようとして勧説する行為

四 事業参加者が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、不動産特定共同事業契約の締結又は更新の勧説をする行為

五 不動産特定共同事業契約の締結又は更新について勧説をするに際し、事業参加者の取得する契約上の権利及び義務を、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この号において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い取る旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により第三者に買い取らせるることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をする行為

六 不動産特定共同事業契約の締結又は更新について勧説をするに際し、事業参加者の取得する契約上の権利及び義務に關し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他のいかなる名称をもつてするを問わず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この号において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。）の供与が行われる旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をする行為（その内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合を除く。）

ハ 不動産特定共同事業契約の条件

二 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第四十条 法第二十一条の二において準用する金融商品取引法第四十条第二号に規定する主務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 その取り扱う個人である事業参加者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 その取り扱う個人である事業参加者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

三 不動産特定共同事業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

四 不動産特定共同事業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を當む場合において、事業参加者が当該不動産特定共同事業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

(金銭に類するもの)

第四十一条 法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）為替手形及び約束手形とする。

(勧誘時における告知事項)

第四十二条 法第二十二条の二第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨とする。

法第二十二条の二第三項の主務省令で定める事項は、事業参加者が不動産特定共同事業契約に基づき行うことができる出資の価額の上限額

（不動産特定共同事業契約の成立前後の説明事項）

第四十三条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行ふ者以外の者にあっては第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては第四十三号に掲げるものをそれぞれ除く。）とする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一 不動産特定共同事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 不動産特定共同事業者の許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）

三 不動産特定共同事業者の資本金又は出資の額及び発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の商号若しくは名称又は氏名

四 不動産特定共同事業者がその発行済株式の総数又は出資の額額を契約締結法人により保有されている法人であつて第十条各号に掲げる要件に該当するものであるときは、その営む不動産特定共同事業に関して当該契約締結法人が連帯して債務を負担する契約の内容

五 不動産特定共同事業者が他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 不動産特定共同事業者（第一号事業者に限る次号において同じ。）の事業開始日を含む事業年度の直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

七 不動産特定共同事業者の役員の氏名並びに役員が他の法人の業務に從事し、又は事業を営んでいるときは、当該他の法人の商号又は名称及び業務又は当該事業の種類

八 委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九 委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十 委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一 不動産特定共同事業契約の法第二条第三項各号に掲げる契約の種別及び当該種別に応じた不動産特定共同事業の仕組み

十二 不動産特定共同事業に係る業務（軽微なもの除外。）の委託の有無並びに当該業務を委託する場合には委託先の商号若しくは名称又は氏名、住所又は所在地及び委託する業務の内容

十三 利害関係人との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引の有無並びに当該取引がある場合には当該利害関係人と不動産特定共同事業者との関係、当該利害関係人の商号若しくは名称又は氏名、住所又は所在地、取引の額及び取引の内容

十四 不動産特定共同事業契約に係る法令に関する事項の概要

十五 事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する次の事項

イ 出資又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的である財産に関する事業参加者の監視権の有無及びその内容

ロ 事業参加者の第三者に対する責任の範囲ハ 収益又は利益及び契約終了時における残余財産の受領権並びに出资を伴う契約については、出资の返還を受ける権利に関する事項（契約の解除又は組合からの脱退に当たり事業参加者が出资の返還を受けることができる金額の計算方法及び支払方法並びに時期を含む。）

二 収益又は利益の分配及び出资の返還についての信用補完の有無、当該信用補完を行う者の氏名（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名、住所及び当該信用補完の内容

十六 対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ 対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の対象不動産を特定するために必要な事項

ロ 対象不動産の変更の予定がある場合にあつては、その旨

ハ 対象不動産に係る不動産取引の取引態様の別

二 出資を伴う契約にあっては、対象不動産に係る借入れ及びその予定の有無並びに当該借入れ又はその予定がある場合には借入先の属性、借入残高又は借入金額、返済期限及び返済方法、利率、担保の設定に関する事項並びに借入れの目的及び用途

ホ 不動産取引の開始予定期日（追加募集に係る不動産特定共同事業契約の締結をしてようとする場合にあっては、不動産取引の開始日）

ヘ 不動産取引の終了予定期日

十七 対象不動産に関する次の事項

イ 一 対象不動産の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）

ロ 二 対象不動産に係る宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第三条第一項に規定する制限に関する事項の概要

ハ 三 対象不動産に係る私道に関する負担に関する事項

二 対象不動産に係る飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

ホ 一 対象不動産が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形狀、構造その他宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第二十二号）第十六条に規定する事項

ヘ 二 対象不動産（建物である場合に限る。）が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、宅地建物取引業法施行規則第十六条の二各号に掲げるもの

ト 一 宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三第一号から第六号までに掲げる事項（対象不動産が宅地である場合にあっては、同条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）

リ 二 対象不動産の状況に関する第三者による調査の有無並びに当該調査を受けた場合に

又はその結果の概要及び調査者の氏名又は
名称

(1) 建物状況調査（宅地建物取引業法第三
十四条の二第一項第四号に規定する建物
状況調査をいい、実施後一年を経過してい
ないものに限る。）を実施しているか
どうか、及びこれを実施している場合に
おけるその結果の概要

(2) 宅地建物取引業法施行規則第十六条の
二の三各号に掲げる書類の保存の状況
対象不動産の価格及び当該価格の算定方
法（当該算定について算式がある場合におい
ては当該算式を含む。）

十九 対象不動産に関して不動産特定共同事業
者等（不動産特定共同事業者又は委託特例事
業者及びこれらの者と対象不動産について売
買契約を締結した相手方がある場合にあって
は当該契約締結の相手方をいう。以下この号
において同じ。）が賃貸借契約（賃借人が当
該不動産特定共同事業者等であるものを除
く。以下この号において同じ。）を締結した
相手方（以下この号において「テナント」と
いう。）がある場合にあつては次の事項（や
むを得ない事情により開示できない場合にあ
つてはその旨）

イ テナントの総数、全賃料収入（対象不
動産に係る不動産特定共同事業者等の賃料收
入の総額をいう。以下この号において同
じ。）、全賃貸面積（不動産特定共同事業者
等が対象不動産に関する面積の総計をいう。以
下この号において同じ。）、全賃貸可能面積
(対象不動産について賃貸借契約を締結す
ることが可能である面積の総計をいう。)
及び直前五年の稼働率（各年同一日におけ
る稼働率をいう。以下この号において同
じ。）の推移

ロ 対象不動産ごとのテナントへの賃料收
入、賃貸面積、賃貸可能面積及び直前五年
の稼働率の推移

ハ 主要なテナント（当該テナントへの賃料收
入、賃貸面積、賃貸可能面積及び直前五年
の稼働率のをいう。）に関する次の事項

(1) テナントの名称

（1） 第四十四条第一項第一号に掲げる方法により提供された場合 当該書面に記載すべき事項が事業参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録される旨

（2） 第四十四条第一項第二号に掲げる方法により提供された場合 同号に規定するファイルを受領した日

ト 法第二十六条第一項及び第三項の規定に関する事項

二十七 不動産特定共同事業契約の変更に関する事項（変更手続及び開示方法に関する事項を含む。）

二十八 不動産特定共同事業者の報酬に関する次の事項

イ 報酬の計算方法

ロ 支払額（未定の場合にあってはその旨）

ハ 支払方法

ニ 支払時期

二十九 委託特例事業者の報酬に関する次の事項

イ 報酬の計算方法

ロ 支払額（未定の場合にあってはその旨）

ハ 支払方法

ニ 支払時期

三十 対象不動産の所有権の帰属に関する事項

三十一 不動産特定共同事業の実施により予想される損失発生要因に関する事項

三十二 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失の負担に関する事項

三十三 業務及び財産の状況に係る情報の開示に関する事項

三十四 対象不動産の売却等に関する事項

三十五 事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡の可否、条件、方法、手数料、支払方法及び支払時期

三十六 業務上の余裕金の運用に関する事項

三十七 対象不動産の変更に係る手続に関する事項

三十八 業務外金銭の運用に関する事項

三十九 追加募集に係る不動産特定共同事業契約の締結をしようとする場合における、勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前五年の各報告対象期間の満了の日における財産の総額及び収益又は利益の分配の推移

四十 前号の場合における、直前五年間の各報告対象期間ごとの不動産特定共同事業契約の締結及び解除の実績並びに出資を伴う契約であつては出資の返還の額

四十一 第三十九号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況

四十二 前号に掲げる事項（不動産取引の内容を除く。）その他の財務計算に関する事項に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無及び監査を受けた場合にはその範囲（法第二十四条第一項に規定する書面に公認会計士又は監査法人の監査証明に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。）

四十三 第五十四条第二号に規定する措置の概要及び当該不動産特定共同事業契約に関する当該措置の実施結果の概要

四十四 不動産特定共同事業契約に当該不動産特定共同事業契約に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の定めがある場合にあつては、その名称及び所在地

一 前項第十六号のその他の対象不動産を特定するために必要な事項については、自己の固有財産、利害関係人が有する資産を対象不動産とする場合にはその旨とする。

二 前項第十八号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑定士による鑑定評価の有無並びに当該鑑定評価を受けた場合には鑑定評価の結果及び方針の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに鑑定評価を行った者の氏名

三 前項第二十三号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ 法第二十七条に規定する財産の分別管理を行っている旨

ロ 当該分別管理が信託法（平成十八年法律第一百八号）第三十四条に基づく分別管理と異なるときは、その旨

ハ 修繕費、損害保険料その他対象不動産を管理するために必要な負担に関する事項

四 前項第三十一号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ 不動産特定共同事業者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨

ロ 契約上の権利行使することができる期間の制限又は契約の解除若しくは契約上の権利及び義務の譲渡をすることができる期間の制限があるときは、その旨及び当該内容

ハ 金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該指標

五 前項第三十二号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ 出資を伴う契約にあっては元本の返還について保証されたものではない旨

ロ 任意組合契約等であつて事業参加者が無限責任を負うものにあっては、事業参加者が無限責任を負う旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第四十四条 法第二十四条第三項（法第二十五条第三項及び第二十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条及び第四十六条第一項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者又は法第二十四条第三項に規定す

る事項の提供を行ふ不動産特定共同事業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを申込者若しくは当該不動産特定共同事業者の用に供する者をいう。以下この号において同じ。)の使用に係る電子計算機と申込者等(申込者又は申込者との契約により申込者ファイル(専ら申込者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信する。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機に備えられた申込者ファイルに記録する方法口 不動産特定共同事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供し、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられた申込者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供する方法アイルに当該記載事項を記録する方法ハ 不動産特定共同事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた申込者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供する方法二 閱覧ファイル(不動産特定共同事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の申込者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供する方法

り明らかなものに限る。)により管理すること。

2

不動産特定共同事業者(第二号事業(法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業をいう。)又は第四号事業を行う者に限る。)が、電子取引業務を行う場合において、当該電子取引業務に関する事業参加者から金銭の預託を受けたときは、次に掲げるところにより、当該預託を受けた金銭と自己の固有財産とを分別して管理するものとする。

一 第五十六条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成すること。

二 当該金銭を第十二条第二項第十四号ロに掲げる方法(当該金銭であることがその名義により明らかなものであつて、当該不動産特定共同事業者が当該金銭について次号に掲げる金銭信託をする基準日として週に一日以上設ける日の翌日から起算して三営業日以内に当該金銭信託をする場合に限る。)により管理すること。

三 当該金銭を信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託(当該金銭であることがその名義により明らかなものであつて、当該不動産特定共同事業者を委託者とし、当該不動産特定共同事業者の行う電子取引業務に係る事業参加者を元本の受益者とするもののうち、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百四十二条第一項第一項第四号イからハまでに掲げる方法により運用されるもの又は元本補填の契約のあるものに限る。)により管理すること。

(財産管理報告書の作成及び交付)

第五十条 不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約による財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書(第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。)を作成し、これを事業参加者に交付しなければならない。

一 報告の対象となる期間

二 前号の期間の満了の日における当該事業参加者の出資に係る持分、出資の割合又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的である財産の共有持分

三 当該不動産特定共同事業契約に基づき第一号の期間及びその直前三年の各期間内に営んだ不動産取引の内容、当該不動産取引から生

じた収益又は利益及び損失の状況並びに運用の経過

四 第一号の期間及びその直前三年の各期間のそれぞれ満了の日における当該不動産特定共同事業契約に係る財産の状況

五 前二号に掲げる事項(不動産取引の内容を除く。)に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無及び監査を受けた場合にはその範囲(財産管理報告書に公認会計士又は監査法人の監査証明に係る書類が添付されており、かつ、当該書類に監査を受けた範囲が明記されている場合を除く。)

六 第一号の期間における第四十三条第一項第十二号に掲げる事項(当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。)

七 第一号の期間における第四十三条第一項第十三号に掲げる事項(当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。)

八 第一号の期間における第四十三条第一項第十六号ニに掲げる事項

(書類の閲覧)

第五十一条 法第二十九条に規定する不動産特定共同事業者の業務及び財産の状況(第三号事業を行なう者にあっては、委託特例事業者の業務及び財産の状況)を記載した書類は、別記様式第十号による業務状況調書及び比較貸借対照表並びに別記様式第十一号による比較損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書及び主要株主名簿又は主要社員名簿その他の主要な社員の状況を記載した書面とする。

九 前項の書類(以下この条において「業務状況調書等」という。)が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十条第二項に規定する事業参加者名簿への登載に代えることができる。

十 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十一 事業参加者名簿は、当該事業参加者名簿に係る不動産特定共同事業契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存するものとする。

十二 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十三 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十四 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十五 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十六 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十七 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十八 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

十九 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十一 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十二 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十三 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十四 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十五 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十六 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十七 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十八 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

二十九 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十一 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十二 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十三 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十四 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十五 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十六 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十七 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十八 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

三十九 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十一 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十二 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十三 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十四 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

四十五 事業参加者名簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、当該不動産特定共同事業契約の締結後遅滞なく作成し、不動産特定共同事業者の主たる事務所において保存するものとする。

(事業参加者名簿)

第五十二条 事業参加者名簿には、事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所その他の連絡先を登載するものとする。

二 事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所その他の連絡先が、電子計算機に備えられたフア

イルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

三 業務状況調書等は、事務所に備え置かれた日から起算して三年を経過する日までの間、当該事務所に備え置くものとし、当該事務所の営業時間中、事業参加者の求めに応じて閲覧させるものとする。

四 業務状況調書等は、事務所に備え置かれた日から起算して三年を経過する日までの間、当該事務所に備え置くものとし、当該事務所の営業時間中、事業参加者の求めに応じて閲覧させるこ

と。

五 法第三十一条の二第一項の主務省令で定める方法は、電子取引業務を行う不動産特定共同事業者の使用に係る電子計算機に備えられたフア

イルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

六 法第三十一条の二第二項の規定によ

り電子取引業務を行う不動産特定共同事業者が、次に整備しなければならない業務管理体制は、次に

一 不動産特定共同事業に係る電子情報処理組織の運営を十分に行うための措置がとられて

いること。

二 電子取引業務に係る不動産特定共同事業契約に関する不動産特定共同事業契約に係る不動産特定共同事業者等(不動産特定共同事業者及び当該不動産特定共同事業者に不動産取引に係る業務を委託する特例事業者をいふ。以下この項及び次項において同じ。)の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他の電子取引業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置がとられて

いること。

三 電子取引業務に係る不動産特定共同事業契約を締結した事業参加者が当該不動産特定共同事業契約に係る不動産特定共同事業者等が当該不動産特定共同事業契約に係る不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業契約を締結した後に、当該不動産特定共同事業契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

四 不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業者等が事業参加者に対する不動産特定共同事業契約の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとら

れていること。

五 不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業者等が事業参加者に対する不動産特定共同事業契約の規定による公表をするときは、同項に

規定する事項を、当該事項を閲覧しようとする

方法は、電子取引業務に係る重要な事項の閲覧

第五十五条 法第三十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、第四十三条第一項第一号、第二号、第六号、第八号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十五号、第三十七号(対象不動産の追加取得の方針に係る部分に限る。)及び第四十二号に掲げる事項とする。

二 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、前項に規定する事項を、電子取引業務の相

続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

定の確定がない者又は外国の法によ
らと同様に取り扱われている者

らと同様に取

らと同様に取り扱われている者

イ　法第四十二条第二項第三号に掲げる書面
事務所に置かれる法第五十条第二項において準用する法第十七条第一項に規定する

2 前項の規定により提出すべき廃業等届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。

において準用する金融商品取引法第三十九条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第三十九条第三項」

八 直前二年の各事業年度において、当期純損失が生じていないこと。

ること。
イ 管理部門（法令その他の規則の遵守状況

イ 管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。口において同じ。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

口 管理部門の責任者と小規模不動産特定共同事業に係る業務に係る部門の担当者又はその責任者が兼任していないこと。

（軽微な追加又は変更）

前二項の規定により提出すべき変更登録申請書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

(登録申請書の記載事項の変更の届出)

六十七條 法第四十七条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第十六号による変更届出書を提出して行うものとする。

法第四十七条第一項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第四十二条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更 変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

第六十九条 法第四十九条の主務省令で定める書類は、第六十一条第二項各号に掲げる書類とする。

2 法第五十八条第六項の規定により法第四十九条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、法第五十八条第二項の規定による届出の年月日及び受理番号とする。

3 主務大臣又は都道府県知事は、法第四十九条に規定する書類を一般的の閲覧に供するため、小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

4 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び

する金融商品取引法第四十条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する準用金融商品取引法第四十条第二号」と、第四十二条第一項中「第二十二条の二第一項及び第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十二条の二第一項」と、第四十三条中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同一条第一項第二号及び第四十七条第二項第三号中「許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）」とあるのは「登録番号」と、第四十三条第一項第六号中「第一号事業」とあるのは「法第二条第六号第一号に掲げる行為に係る事業」と、二年

の商号又は名称及び住所を隠すことによるもの以外の事項の追加又は変更とする。

第六十六条 法第四十六条の規定による変更登録の申請は、別記様式第十五号による変更登録申請書を提出して行うものとする。

三 法第四十二条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面
四 法第四十二条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所ごとに置かれる法第五十条第二項において準用する法第十七条第一項に規定す

に基づき行うことができる出資の価額の上限額とする。
(業務に関する規定の準用等)

条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項」と、第四十三条第一項第二十六号ト中「第二十六条第二項及び第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項及び第三項」と、同条第二項第三号イ中号中「第二十七条」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十七条」と、第四十四条第一項及び第四

小規模不動産特定共同事業の種別を変更しようとする場合にあつては、小規模不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する規定

置かれる法第五十条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する者に係る第六十一条第一項第二号に掲げる事項を記載した

特許共同事業について準用するこの場合において、第二十条中「第十六条第一項」とあるのは、「第五十条第二項において準用する法第十六条第一項」とあるのと同一である。

十六条第一項中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第三項」と、第四十五条及び第四十六条

し
又は不動産特定共同事業契約総額の追加
若しくは変更をしようとする場合にあつて
は、新たに作成若しくは追加しようとする不

ついての変更（定款又はこれに代わる書面の
変更を伴つものに限る。）変更後の定款又は
これに代わる書面

「第十七条第一項」とあるのは、「第五十条第一項において準用する法第十七条第一項」と、「二十一一条第一項及び第三項中「第十七条第一項」を準用する法第十五条第一項」とあるのは、「第五十条第二項において準用する法第十五条第一項」とある。

第一項中「第八条第一項」とあるのは、第十四条において準用する令第八条第一項」と、第十七条第一項中「第二十五条第一項第七号」とあるのは、「第五十条第二項において準用する法律第二十五条第一項第七号」と、同項第六号中

三 新たに電子取引業務を行おうとする場合に

(廃業等の届出) を準用する。

中「第十八条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第十八条第三項」とい

四 事務所を追加して設置しようとする場合にあつては、当該事務所に係る次に掲げる書類

提出は、別記様式第十七号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

「第五十条第二項において準用する法第二十二条第四項」と、第三十九条中「第二十一条の二

	2 前項の届出書及び法第五十八条第三項の規定による添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。
第七十四条	法第五十八条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所 二 役員及び令第十三条で定める使用人の略歴又は沿革
二	前項各号に掲げる事項を記載した書類の様式は、別記様式第二十号によるものとする。
(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)	(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)
第七十五条	法第五十八条第四項の規定による変更の届出は、別記様式第二十一号による変更届出書を提出して行うものとする。
2	法第五十八条第四項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)	(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)
二	法第五十八条第二項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更 变更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面
二	法第五十八条第二項第二号に掲げる事項についての変更 (新たに役員又は令第十三条で定める使人となる者がある場合に限る) 新たに役員又は令第十三条で定める使用人となる者に係る前条第一項第一号に掲げる事項を記載した書面
3	前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。
(特例事業に該当しなくなつた場合の届出)	(特例事業に該当しなくなつた場合の届出)
第七十六条	法第五十八条第八項の規定による届出は、別記様式第二十二号による特例事業に該当しなくなつた場合の届出書を提出して行うものとする。
2	前項の規定により提出すべき特例事業に該当しなくなつた場合の届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。
(適格特例投資家限定事業の開始に係る届出)	(適格特例投資家限定事業の開始に係る届出)
第七十七条	削除
	家の商号又は名称、種別及び主たる事務所の所在地
三	不動産特定共同事業契約に基づき営まれる業務の全てを宅地建物取引業者に委託する場合にあっては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項
2	法第五十九条第二項の規定による届出は、別記様式第二十四号による届出書を提出して行うものとする。
(特例事業開始届出書の記載事項の規定)	(特例事業開始届出書の記載事項の規定)
三	前項の届出書及び法第五十九条第三項の規定による添付書類の部数については、第九条の規定による添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。
(適格特例投資家限定事業開始届出の添付書類)	(適格特例投資家限定事業開始届出の添付書類)
二	法第五十九条第三項第四号の主務省令で定める書面は、次に掲げるものとする。 一 役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所を記載した書面 二 役員及び令第十四条で定める使用人の略歴又は沿革を記載した書面
二	法第五十九条第三項第三号に掲げる書面及び前項各号に掲げる書類の部数は、別記様式第二十五号によるものとする。
(適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出)	(適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出)
二	法第五十九条第五項の規定による変更届出は、別記様式第二十六号による変更届出書を提出して行うものとする。 一 あるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
(適格特例投資家限定事業に係る事業報告書の様式)	(適格特例投資家限定事業に係る事業報告書の様式)
二	報告書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。
(適格特例投資家限定事業に該当しなくなつた場合の届出)	(適格特例投資家限定事業に該当しなくなつた場合の届出)
二	法第六十一条第二項に規定する事業報告書は、別記様式第二十七号による適格特例投資家限定事業に該当しなくなつた場合の届出書を提出して行うものとする。
(適格特例投資家限定事業者に対する監督処分の公告)	(適格特例投資家限定事業者に対する監督処分の公告)
三	前項の規定により提出すべき適格特例投資家限定事業に該当しなくなつた場合の届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。

報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては、当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によるものとする。
(特定信託会社等の届出)

第八十五条 法第六十七条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項(同項第五号に掲げるものを除く。)を記載した届出は、書を、令第十七条第三項の規定による届出は、法第五条第一項各号に掲げる事項(同項第五号に掲げるものを除く。)及び兼営法第一条第一項に規定する信託業務のうち不動産特定共同事業として行おうとするもの的内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一 不動産特定共同事業契約約款
二 法第五条第二項第一号から第三号までに掲げる書類

三 第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類
四 第八条第二項第二号及び第三号に掲げる書類
五 信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業法施行令第九条第三項の規定による届出をしたものにあつては、兼営法第一条第一項の認可を受けたことを証する書面及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第一条第一項に規定する業務の種類及び方法書

六 令第十六条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令第九条第三項の規定による届出をしたものにあつては、信託業法第三条の免許を受けたことを証する書面及び同法第四条第二項第三号に掲げる行為に係る事務取引業若しくは第四号事業のみを行おうとする法第六十七条第一項に規定する特定信託会社若しくは令第十六条第一項に規定する特別金融機関等又は特例投資家のみを相手方若しくは事業参加者として不動産特定共同事業を行おうとする法第六十七条第一項に規定する特定信託会社若しくは令第十六条第一項に規定する特別金融機関等又は特例投資家のみを相手方若しくは事業参加者による届出を行う場合において不動産特定共同事業契約約款の添付を要しないものとする。

4 法第六十七条第三項の規定、令第十七条第三項の規定並びに第一項及び第二項の規定により特別金融機関等について法第十六条第一項を適用する。(準用)
第八十七条 令第十七条第二項の規定により届出

提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

(特定信託会社等の変更の届出)

第八十六条 届出特定信託会社又は届出特別金融機関等は、不動産特定共同事業者名簿に登載された第十八条第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合においては、法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定による届出を行ふことを要しないものとする。

2 法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類添付するものとする。

3 法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類添付するものとする。

一 法第五条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更(新たに役員又は令第四条で定める使人となる者がある場合に限る)新たに役員又は令第四条で定める使人となる者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

一 法第五条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)所在地の変更があつた事務所に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

四 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所に置かれる場合に限る)新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第八条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

五 法第五条第一項第十一号に掲げる事項についての変更(定款の変更を伴うものに限る。)変更後の定款

六 不動産特定共同事業契約約款の追加又は変更追加した不動産特定共同事業契約約款又は変更後の不動産特定共同事業契約約款

七 法附則第二条第五項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる者についての第十一条及び第二十条の規定の適用に関しては、第十三条中「廃業等届出書」とあるのは「廃業等届出書に準ずる様式による書面」と、第二十条第一項第一号中「商号又は名称、住所及び代表者の氏名」と、同項第二号中「許可番号」とあるのは「法附則第二条第五項の規定による提出についての受理番号」とする。

八 法附則第二条第五項に規定する主務省令で定める書類は、現に使用している約款その他これらに類する書類及び第五条第二項第五項の規定による提出についての受理番号」とする。

九 法附則第二条第五項に規定する者に係る第五号に掲げる事項を記載した書面

十 法第五条第一項第四号に掲げる事項についての変更発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者の出した出資の額を記載した書面

十一 法第五条第一項第七号に掲げる事項についての変更(定款又はこれに代わる書面の変更

用する場合においては、第二十条中「別記様式第八号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(標準処理期間)

第八十八条 主務大臣は、法、令又はこの命令の規定による主務大臣の許可又は認可の申請が到達してから処分するまでの期間を九十日以内とし、法、令又はこの命令の規定による主務大臣の登録の申請が到達してから処分するまでの期間を六十日以内とするよう努めるものとする。

2 前項の規定による変更の届出は、変更届出書を提出して行うものとする。

3 法第六十七条第四項又は令第十七条第四項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類添付するものとする。

一 法第五条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

一 法第五条第一項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)所在地の変更があつた事務所に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

四 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者の氏名又は住所についての変更(同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る)新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

五 法第五条第一項第四号に掲げる事項についての変更発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者の出した出資の額を記載した書面

六 法第五条第一項第七号に掲げる事項についての変更(定款又はこれに代わる書面の変更

3 法附則第二条第五項に規定する書面の様式は、別記様式第一号に準ずる様式によるものとする。

4 法附則第二条第五項の規定により主務大臣に提出しなければならない。

5 法附則第二条第五項及び第二項の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

6 法附則第二条第六項の規定による届出は、変更届出書を提出して行うものとする。

7 法附則第二条第六項の規定により変更の届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類添付するものとする。

一 法第五条第一項第一号に掲げる事項についての変更

二 法第五条第一項第二号に掲げる事項についての変更

三 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所の所在地についての変更(事務所の廃止に伴うものを除く。)所在地の変更があつた事務所に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

四 法第五条第一項第三号に掲げる事項のうち事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者の氏名又は住所についての変更(同項に規定する者が新たに事務所に置かれる場合に限る)新たに事務所に置かれる法第十七条第一項に規定する者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第二項第三号に掲げる地図及び写真

五 法第五条第一項第四号に掲げる事項についての変更発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者の出した出資の額を記載した書面

六 法第五条第一項第七号に掲げる事項についての変更(定款又はこれに代わる書面の変更

七 約款その他これに類する書類の追加又は変更追加した約款その他これに類する書類又は変更後の約款その他これに類する書類又は前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

8 附 則 (平成九年五月二三日大蔵省・建設省令第四号)

(施行期日) 1 この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年五月二十三日)から施行する。

(経過措置) 2 この省令による改正前の別記様式第一号、第三号及び第四号による申請書並びにこの省令の施行後に生じた事由に係る別記様式第五号による届出書は、この省令の施行の日から三月間は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号、第三号及び第四号による申請書並びに別記様式第五号による届出書とみなす。

附 則 (平成一〇年四月八日大蔵省・建設省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月八日大蔵省・建設省令第四号)

この省令は、平成十年六月十日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省・建設省令第一号)

この命令は、金融監督署設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省・建設省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年九月二七日総理府・大蔵省・建設省令第二号)

(施行期日) 第一条 この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現に改正前の第十七条第一項の規定により主務大臣が定める基準に適合する者は、改正後の同項第三号の規定によ

り建設大臣が事業を定めるまでの間は、同号に規定する証明を受けた者とみなす。

附 則（平成二年一月一日總理府・大蔵省・建設省令第一号）

この命令は、平成十二年四月一日から施行す

附 則（平成一四年三月二七日内閣府・国土交通省令第二号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二十四日内閣府・国土交通省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号及び第五号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月三十日内閣府・国土交通省令第一号）
この命令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日内閣府・国土交通省令第三号）
この命令は、公布の日から施行する。

この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則別記様式第九号及び第十号は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る比較貸借対照表及び比較損益計算表について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一二月二八日内閣府・国土交通省令第六号）
この命令は、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、破産法（平成十六年法律第七十五号）の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月七日内閣府・国土交通省令第二号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一六日内閣府・国土交通省令第四号）
この命令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日内閣府・国土交通省令第二号）
（施行期日）
この命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則別記様式第三号及び別記様式第四号の法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

による変更許可申請書及び変更認可申請書は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則別記様式第三号及び別記様式第四号にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

による変更許可申請書及び変更認可申請書は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則別記様式第三号及び別記様式第四号にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年三月三一日内閣府・国土交通省令第三号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。
(不動産特定共同事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則(以下「旧規則」という。)第十七条第一項第三号の指定を受けている事業は、この命令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、改正後の不動産特定共同事業法施行規則(以下「新規則」という。)第十七条第一項第三号の登録を受けているものとみなす。

第三条 この命令の施行前及びこの命令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間に旧規則第十七条第一項第三号の指定を受けた事業による証明を受けている者は、当該証明を受けている間は、新規則第十七条第一項第三号の登録を受けた事業による証明を受けている者とみなす。

附 則 (平成一八年四月二八日内閣府・国土交通省令第四号)

(施行期日)

1 この命令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この命令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この命令の施行前にしたこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則の規定による処分、手続その他の行為は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則(以下「新規則」という。)の規定の適用については、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

（施行期日）
この命令は、成年被後見人等の権利の制限に

係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。
（経過措置）

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則の別記様式による申請書その他の文書は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和二年二月三日内閣府・
国土交通省令第一〇号）

13

13

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和五年二月二八日内閣府
国土交通省令第7号）
この命令は、公布令第七号の日から施行する。
附則（令和六年三月二九日内閣府・国

（施行期日）
第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令の廃止)

第二条 不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令(令和三年内閣府・国土交通省令第六号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第一号（第五条関係）

別記様式第二号（第七条関係）

（第二回）	
◎ 事業所に関する事項	
事業所の名	新規事業所登録
所在地	東京都 港区
◎ 申請者と共同事業実施者連絡用（申請より提出合意用印捺印）第4条で定めたところに該当する場合は、記入	
方名	田中 桂子
性別	女性
◎ 住居登録届出書 第二回提出する旨に関する事項	
登録番号	第 号 一
方名	田中 桂子
性別	女性
登録番号	
登録番号	第 号 一
方名	田中 桂子
性別	女性

(第32回)
不動産検定と評議會に係る業務の方法

登録免許証交付書・領取証書又は駆逐貼付証
(消印してはならない。)

卷之三

「它屋」とは、業者を操作する社員、技術改善しない販売代理店はこれらに等しい。相談室、顧客、いかなる名前を有する

別記様式第三号
(第八条関係)

(A.4)
別記第三号(第八条関係)(昭和四〇年六月二十九日修正・昭和四一年三月一日施行)

添付書類①

被監視者設置届け書

下記の事項に付し、不動産税計算書法(平成六年法律第百八号)第10条第1項に規定する条件を満たすことを証明する。

_____年_____月_____日

金額万円
国交省大臣
署名

商号又は名称
本店所在地
代表者姓名

記

事業所の名称	事業所の所在地	フリガナ 兼持管理の長名

(A.4)

添付書類②-1

内行兼務的の区分から上記の表をもとにして本表又はお支の額の区分から上記の額に算入するべきものとしているものと見なすときはその区分の表をもとにして本表及び本表の内行兼務的区分のうちの区分としたる表を用い

フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号	フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号

フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号	フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号

フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号	フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号

フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号	フリガナ 個人の被監視者区分名 登録番号

記

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

記

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

個人被監視の数 登録番号	フリガナ 兼持管理の長名

フ リ ジ フ	+
姓入の場合は又口名前	
フ リ ジ フ	+
姓入の場合は又口名前	
フ リ ジ フ	+
姓入の場合は又口名前	
フ リ ジ フ	+
姓入の場合は又口名前	

系 科 系 别 学 生 学 号		(A.4)
_____年_____月_____日		学号文具姓名
本学期所用		
代数书名		
算术书名		
量尺书名		
圆规书名		
墨盒书名		
铅笔书名		
橡皮擦书名		

（A）
取扱説明書
不動産賃貸業者様の業務を執行するための範囲に関する事項

作業場別	
販賣部	
番号	又は名前
不動産登記共同事業者(昭和4年改定登記番号) 無し各番号及び第7号登記番号	
に該当しない者は各ことを記入せよ。	
<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	
商号又は名前 本店酒造販賣 代業兼業販賣	
会社等登記 國土省酒類監理	

別記様式第四号（第十三条関係）

電子取扱機器等の運送手配に関する取扱いの統一化	
（参考）	
（参考）	
（参考）	
（参考）	

（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）

（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）

（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）

電子取扱機器等の運送手配に関する取扱いの統一化	
（参考）	
（参考）	
（参考）	
（参考）	

電子取扱機器等の運送手配に関する取扱いの統一化	
（参考）	
（参考）	
（参考）	
（参考）	

（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）（参考）

電子取扱機器等の運送手配に関する取扱いの統一化	
（参考）	
（参考）	
（参考）	
（参考）	

別記様式第七号（第十七条関係）

老海王国际精英赛	老海王精英赛小奖池	中国精英赛精英赛	九州精英赛精英赛
奖金丰厚赛制简单	高额封顶奖金	高额封顶奖金	高额封顶奖金
(男女双人赛、必选)	高额封顶奖金	高额封顶奖金	高额封顶奖金

別記様式第八号（第二十条関係）

別紙第八号(第二回見付)		(Fainture No. 8-2)	
被取扱者登記簿			
勤 務 機 構 共 同 事 業 者			
登 口 号	登記官署	登記年月日	登 口 号
西 久 久 史	金沢市役所 横山支所大口課	昭和二年九月三日	
代 球 業 所 名			
株式会社東京電機			
この登記簿を用ひて いふ登記の業者を代名とす。			
本店は東京都千代田区神田三崎町一丁目四號			
電話番号			
第1号		第2号	
工事用機械等の登記簿		第3号	
第4号		第5号	
第6号		第7号	
第8号		第9号	
第10号		第11号	
第12号		第13号	
第14号		第15号	
第16号		第17号	
第18号		第19号	
第20号		第21号	
第22号		第23号	
第24号		第25号	
第26号		第27号	
第28号		第29号	
第30号		第31号	
第32号		第33号	
第34号		第35号	
第36号		第37号	
第38号		第39号	
第40号		第41号	
第42号		第43号	
第44号		第45号	
第46号		第47号	
第48号		第49号	
第50号		第51号	
第52号		第53号	
第54号		第55号	
第56号		第57号	
第58号		第59号	
第60号		第61号	
第62号		第63号	
第64号		第65号	
第66号		第67号	
第68号		第69号	
第70号		第71号	
第72号		第73号	
第74号		第75号	
第76号		第77号	
第78号		第79号	
第80号		第81号	
第82号		第83号	
第84号		第85号	
第86号		第87号	
第88号		第89号	
第90号		第91号	
第92号		第93号	
第94号		第95号	
第96号		第97号	
第98号		第99号	
第100号		第101号	
第102号		第103号	
第104号		第105号	
第106号		第107号	
第108号		第109号	
第110号		第111号	
第112号		第113号	
第114号		第115号	
第116号		第117号	
第118号		第119号	
第120号		第121号	
第122号		第123号	
第124号		第125号	
第126号		第127号	
第128号		第129号	
第130号		第131号	
第132号		第133号	
第134号		第135号	
第136号		第137号	
第138号		第139号	
第140号		第141号	
第142号		第143号	
第144号		第145号	
第146号		第147号	
第148号		第149号	
第150号		第151号	
第152号		第153号	
第154号		第155号	
第156号		第157号	
第158号		第159号	
第160号		第161号	
第162号		第163号	
第164号		第165号	
第166号		第167号	
第168号		第169号	
第170号		第171号	
第172号		第173号	
第174号		第175号	
第176号		第177号	
第178号		第179号	
第180号		第181号	
第182号		第183号	
第184号		第185号	
第186号		第187号	
第188号		第189号	
第190号		第191号	
第192号		第193号	
第194号		第195号	
第196号		第197号	
第198号		第199号	
第200号		第201号	
第202号		第203号	
第204号		第205号	
第206号		第207号	
第208号		第209号	
第210号		第211号	
第212号		第213号	
第214号		第215号	
第216号		第217号	
第218号		第219号	
第220号		第221号	
第222号		第223号	
第224号		第225号	
第226号		第227号	
第228号		第229号	
第230号		第231号	
第232号		第233号	
第234号		第235号	
第236号		第237号	
第238号		第239号	
第240号		第241号	
第242号		第243号	
第244号		第245号	
第246号		第247号	
第248号		第249号	
第250号		第251号	
第252号		第253号	
第254号		第255号	
第256号		第257号	
第258号		第259号	
第260号		第261号	
第262号		第263号	
第264号		第265号	
第266号		第267号	
第268号		第269号	
第270号		第271号	
第272号		第273号	
第274号		第275号	
第276号		第277号	
第278号		第279号	
第280号		第281号	
第282号		第283号	
第284号		第285号	
第286号		第287号	
第288号		第289号	
第290号		第291号	
第292号		第293号	
第294号		第295号	
第296号		第297号	
第298号		第299号	
第300号		第301号	
第302号		第303号	
第304号		第305号	
第306号		第307号	
第308号		第309号	
第310号		第311号	
第312号		第313号	
第314号		第315号	
第316号		第317号	
第318号		第319号	
第320号		第321号	
第322号		第323号	
第324号		第325号	
第326号		第327号	
第328号		第329号	
第330号		第331号	
第332号		第333号	
第334号		第335号	
第336号		第337号	
第338号		第339号	
第340号		第341号	
第342号		第343号	
第344号		第345号	
第346号		第347号	
第348号		第349号	
第350号		第351号	
第352号		第353号	
第354号		第355号	
第356号		第357号	
第358号		第359号	
第360号		第361号	
第362号		第363号	
第364号		第365号	
第366号		第367号	
第368号		第369号	
第370号		第371号	
第372号		第373号	
第374号		第375号	
第376号		第377号	
第378号		第379号	
第380号		第381号	
第382号		第383号	
第384号		第385号	
第386号		第387号	
第388号		第389号	
第390号		第391号	
第392号		第393号	
第394号		第395号	
第396号		第397号	
第398号		第399号	
第400号		第401号	
第402号		第403号	
第404号		第405号	
第406号		第407号	
第408号		第409号	
第410号		第411号	
第412号		第413号	
第414号		第415号	
第416号		第417号	
第418号		第419号	
第420号		第421号	
第422号		第423号	
第424号		第425号	
第426号		第427号	
第428号		第429号	
第430号		第431号	
第432号		第433号	
第434号		第435号	
第436号		第437号	
第438号		第439号	
第440号		第441号	
第442号		第443号	
第444号		第445号	
第446号		第447号	
第448号		第449号	
第450号		第451号	
第452号		第453号	
第454号		第455号	
第456号		第457号	
第458号		第459号	
第460号		第461号	
第462号		第463号	
第464号		第465号	
第466号		第467号	
第468号		第469号	
第470号		第471号	
第472号		第473号	
第474号		第475号	
第476号		第477号	
第478号		第479号	
第480号		第481号	
第482号		第483号	
第484号		第485号	
第486号		第487号	
第488号		第489号	
第490号		第491号	
第492号		第493号	
第494号		第495号	
第496号		第497号	
第498号		第499号	
第500号		第501号	
第502号		第503号	
第504号		第505号	
第506号		第507号	
第508号		第509号	
第510号		第511号	
第512号		第513号	
第514号		第515号	
第516号		第517号	
第518号		第519号	
第520号		第521号	
第522号		第523号	
第524号		第525号	
第526号		第527号	
第528号		第529号	
第530号		第531号	
第532号		第533号	
第534号		第535号	
第536号		第537号	
第538号		第539号	
第540号		第541号	
第542号		第543号	
第544号		第545号	
第546号		第547号	
第548号		第549号	
第550号		第551号	
第552号		第553号	
第554号		第555号	
第556号		第557号	
第558号		第559号	
第560号		第561号	
第562号		第563号	
第564号		第565号	
第566号		第567号	
第568号		第569号	
第570号		第571号	
第572号		第573号	
第574号		第575号	
第576号		第577号	
第578号		第579号	
第580号		第581号	
第582号		第583号	
第584号		第585号	
第586号		第587号	
第588号		第589号	
第590号		第591号	
第592号		第593号	
第594号		第595号	
第596号		第597号	
第598号		第599号	
第600号		第601号	
第602号		第603号	
第604号		第605号	
第606号		第607号	
第608号		第609号	
第610号		第611号	
第612号		第613号	
第614号		第615号	
第616号		第617号	
第618号		第619号	
第620号		第621号	
第622号		第623号	
第624号		第625号	
第626号		第627号	
第628号		第629号	
第630号		第631号	
第632号		第633号	
第634号		第635号	
第636号		第637号	
第638号		第639号	
第640号		第641号	
第642号		第643号	
第644号		第645号	
第646号		第647号	
第648号		第649号	
第650号		第651号	
第652号		第653号	
第654号		第655号	
第656号		第657号	
第658号		第659号	
第660号		第661号	
第662号		第663号	
第664号		第665号	
第666号		第667号	
第668号		第669号	
第670号		第671号	
第672号		第673号	
第674号		第675号	
第676号		第677号	
第678号		第679号	
第680号		第681号	
第682号		第683号	
第684号		第685号	
第686号		第687号	
第688号		第689号	
第690号		第691号	
第692号		第693号	
第694号		第695号	
第696号		第697号	
第698号		第699号	
第700号		第701号	
第702号		第703号	
第704号		第705号	
第706号		第707号	
第708号		第709号	
第710号		第711号	
第712号		第713号	
第714号		第715号	
第716号		第717号	
第718号		第719号	
第720号		第721号	
第722号		第723号	
第724号		第725号	
第726号		第727号	
第728号		第729号	
第730号		第731号	
第732号		第733号	
第734号		第735号	
第736号		第737号	
第738号		第739号	
第740号		第741号	
第742号		第743号	
第744号		第745号	
第746号		第747号	
第748号		第749号	
第750号		第751号	
第752号		第753号	
第754号		第755号	
第756号		第757号	
第758号		第759号	
第760号		第761号	
第762号		第763号	
第764号		第765号	
第766号		第767号	
第768号		第769号	
第770号		第771号	
第772号		第773号	
第774号		第775号	
第776号		第777号	
第778号		第779号	
第780号		第781号	
第782号			

別記様式第九号（第二十一条関係）

共同事業の運営に従事する登録販売の名義が5年先消滅する者に用いて記入すること。
会員登録について相談する窓口について下記を引くこと。ただし、窓口担当者が亡くなったり退職したこと。
用賀本部のこと。
(記入例) 下記

別記様式第十号（第五十一条関係）

(A.4)

	X	M	N	P
	Y	Z	Q	R
A	1	2	3	4
B	5	6	7	8
C	9	10	11	12
D	13	14	15	16
E	17	18	19	20
F	21	22	23	24
G	25	26	27	28
H	29	30	31	32
I	33	34	35	36
J	37	38	39	40
K	41	42	43	44
L	45	46	47	48
M	49	50	51	52
N	53	54	55	56
O	57	58	59	60
P	61	62	63	64
Q	65	66	67	68
R	69	70	71	72
S	73	74	75	76
T	77	78	79	80
U	81	82	83	84
V	85	86	87	88
W	89	90	91	92
X	93	94	95	96
Y	97	98	99	100
Z	101	102	103	104
Q	105	106	107	108
R	109	110	111	112
P	113	114	115	116
M	117	118	119	120
N	121	122	123	124
O	125	126	127	128
L	129	130	131	132
K	133	134	135	136
J	137	138	139	140
I	141	142	143	144
H	145	146	147	148
G	149	150	151	152
F	153	154	155	156
E	157	158	159	160
D	161	162	163	164
C	165	166	167	168
B	169	170	171	172
A	173	174	175	176
	177	178	179	180

	x_1	x_2	x_3	x_4	x_5	x_6	x_7	x_8	x_9	x_{10}
x_1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
x_2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
x_3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
x_4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
x_5	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
x_6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
x_7	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
x_8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
x_9	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
x_{10}	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0

別記様式第十一号（第五十一条、第五十七条閏）

記入	(A4)
年月日	
被記入者名	第百三十号(横) (例)山田太郎(姓)(名)
財産名	自用財産(例)自用財産
登録区分	普通(例)普通
登録番号	1234567890
所有者名	山田太郎
所有者住地	東京都渋谷区
代用車名	トヨタ カローラ
代用車番号	1234567890
登記区分	普通
登記事項	登記の事項が終了したので、 新規登記並用登記(例)新規登記並用登記番号 を記入。同時に、既存の車についても新規登記並用登記の登記番号を記入し、 登記を完了いたしました。
記入	記入
1. 車両概要	
2. 登記事項	<p>(1) 車両登記並用登記、新規登記並用登記番号を記入後は既存の車両登記並用登記を削除する。 削除登記番号 1~10 (例)新規登記並用登記記入すること)</p> <p>(2) 本登記並用登記の登記番号を記入後は既存の車両登記並用登記を削除する。 削除登記番号 1~10 (例)新規登記並用登記記入すること)</p> <p>(3) 既存の車両登記並用登記番号又は既存の車両登記番号を記入後は既存の車両登記並用登記を削除する。 削除登記番号 1~10 (例)新規登記並用登記記入すること)</p>

X	Y
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

姓 頓 名	
フリガナ	
氏	名
フリダナ	スミ

（第二回）	
○ 基本情報に関する質問	
各 令 の 事	
各 令 の 名 別	
姓	名
性 别	年 齡
○ 不要な場合は同様に複数回選択して下さい。（平成16年国勢調査用紙）第10項で定める人に関する質問	
人 口	
夫	妻
男	女
住 所	
○ 他に必要な項目は、次に(1)で選択する第10項目上に記入する旨に関する事項	
被 税 号	第 一
フ リ グ ラ	
住 所	
被 税 号	第 二
フ リ グ ラ	
住 所	

(例) 小学校不動産賃貸契約書に付る算額の方法

付 税 稽 診 ○ 3	
税金が個人である場合の出金額及び出税額の勘定を行なうべき事	
個人の被用者名前	
フリ ガ ナ	
姓	
名	
性別	男
個人の被用者名前	
フリ ガ ナ	
姓	
名	
性別	男
個人の被用者名前	
フリ ガ ナ	
姓	
名	
性別	男

フ リ ダ マ
姓の漢号は名前
フ リ ダ ナ
姓 名
姓

支 箇 額			(A)
支 付 金			支 付 金
年	月	日	支 付 の 内 容
明	次	後	の
年	月	日	支 付 の 内 容
明	次	後	の
上記より訂正書ありせん。			
明 月 日			

此 仁 慎 譲 (A4)	
美 品 德 有 善 修 行 記	
年	月
前 号 以 名 和	
本 直 順 仁 士	
代 署 姓 名	
務 办 事 作 用	
啟 請 承 謹 著 安	
記 記 彙 号	
啟 請 年 月 日	
有 事 問 信	

(A.4)

被付申請書		(A4)
(姓 名 父 母 夫 妻 子 女 孫 等 の 名 前 と 年 齢 を 記 入 し て 下 さ れ ば 幸 い と 考 え ら れ ます 。)		
不動産登記用紙裏面(印字欄)を複数枚提出して下さい。		
被付申請書は、被付申請書第1号、第4号、第5号及び第6号に該当しない者であることを誓約します。		
_____年____月____日		
被付申請書の 文書作成料 代金表示		
被付登記 登記料支拂 申込書		

別記様式第十五号（第六十六条関係）

記載事項
 1. 用途(共通事項)
 ① 特定の個人、特定の法人等の個人の属性を有する者には、該個人と同一の属性の事項に記入して、その個人の属性を記載すること。
 2. 用途(申請者)
 日本国内で同一の個人、他の個人によって同様の事由で申請する場合の場合は、
 ① 申請者の属性を記入し、その他の個人においては、該個人の属性を記載すること。
 3. 用途(被申請者)
 ① 被申請者(本人のものと仮定)、不動産登録並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者及び被申請者ごとに記載される不動産登録並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者を記入すること。
 ② 被申請者が被申請者(本人のものと仮定)と同一の属性を有するものと記入すること。
 4. 用途(代理人)
 被代理人である場合に、当該代理人について記載すること。なお、「実質」の欄は、正義と本義とヨミ及び姓のうち最も多く記載するものと記入すること。
 5. 用途(被相続人)
 被相続人が被相続人(本人のものと仮定)と同一の属性を有するものと記入すること。
 6. 用途(被離婚者)
 ① 被離婚者が被離婚者(本人のものと仮定)と同一の属性を有するものと記入すること。
 ② 被離婚者が被離婚者(本人のものと仮定)と同一の属性を有するものと記入すること。
 7. 用途(被監修者)
 小規模不動産賃貸契約事務の業務を行なうための場所として、賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者及び被相続者(本人のものと仮定)の登記の用意を有する者を記入すること。
 8. 用途(被相続者)
 被相続者(本人のものと仮定)の登記の用意を有する者を記入すること。

(A.4)		
被記第十五号(第六十六条関係) (登記令状No.4-1000000000-0000)		
交付登記申請書		
下記事項について記載した上で、不動産登記並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者及び被申請者ごとに記載される不動産登録並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者を記入すること。		
記載事項		
被申請者		
登記令状大綱		
被相続人		
被離婚者		
被監修者		
被相続者		
登記番号		
記入		
1. 実更内容		
実更に係る事項	実更後	実更前
実更年月日		
2. 実更理由		

(A.4)		
被記第十六号(第六十七条関係) (登記令状No.4-1000000000-0000)		
交付登記申請書		
下記事項について記載した上で、不動産登記並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者及び被申請者ごとに記載される不動産登記並びに賃貸契約書(合併登記の場合は、登記令状)の登記の用意を有する者を記入すること。		
記載事項		
被申請者		
登記令状大綱		
被相続人		
被離婚者		
被監修者		
被相続者		
登記番号		
記入		
1. 実更内容		
実更に係る事項	実更後	実更前
実更年月日		
2. 実更理由		

別記様式第十六号（第六十七條関係）

別記様式第十七号（第六十八条関係）

(金融)
上海海關稅務司
葛文財總稅長
葛文財總稅長
(國土交通省・金融省)
沖繩總合事務局長

別紙第十八号(第一回名前略)		(同様の場合は、4枚) 記入	
小 稚 不 劣 勤 業 兼 共 同 事 業 著 権			
登 録 号	品種登録番号 及生産者登録番号		
商 号 又 は 名 称	圖 号		
代 表 者 氏 名			
この会員登録に記載された 会員登録書類の住所			
支店又は出張所の登録地 点			
圖 号			
文部省令による会員登録規則 第2条第2項第1号の規定によ り、登録する旨を申告する。		第1号	第2号
—505—			

別紙第十九号(第七三九四號)		(昭和三〇年六月一日附) (四月一日付)	(A.4)
不動産登記申請書(略)			
不動産登記申請事由(略)(所有権登記申請) 勘定簿等の使用歴により、 該建物を新規に所有する。この建物は銀行の取扱い物件の範囲に属する。 運送会社さん。			
地主名	株式会社	地主登記番号	
地主登記用語	同上	中間者	㈲ 佐々木 久美子
		本店在地	代 美 佐 久 電 話 号
		同 上	出 司 佐 久 電 話 号
			支 所 佐 久 電 話 号
			メーリングレス
○ 両手写氏名及び住所			
フ リ ザ フ リ ザ	ア ッ ハ ッ ハ ッ	ミ ル キ ミ ル キ	ス リ リ リ リ
二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二	二 二 二 二
姓 氏 号	—		
○ 両手写氏名又は略称(略款)(元)			
リ リ リ リ			
○ 不動産登記係員登記用印(略)を捺す(捺印)する不動産の登記料(郵便)の額 運送会社さん及び住所			
フ リ ザ フ リ ザ	ア ッ ハ ッ ハ ッ	ミ ル キ ミ ル キ	ス リ リ リ リ

仕 所	—
保 借 号	—
○ 下記は貸出図書が如何の部屋の動線の移動をしたかの号数又は名前	
フリ ガ ナ 番号又は名稱	—
比 虞	所
保 借 号	—

◎ 取扱に関する事項	
役職名	(第二回)
フリガナ	
姓 名	
役職名	
フリガナ	
姓 名	
役職名	
フリガナ	
姓 名	

◎ 不適格者による共同開業実行規約(平成6年政令第413号)第13条で定める
「個人に関する事項」

フリ ガナ
姓
社 会

◎ 他の登録者のふくさや生年では登録者を区別するかわいの裏
□1. 登録者をひらくようにお書きください。
□2. 特定登録のふみを生年又は出生年でお書きください。

◎ 不要登録登録の登録に係る不動履歴の目的となる登録の範囲
□1. 千葉県
不動産登記登録事務所に係る不動産登記の登録の範囲の範囲の方法
□2. 千葉県
不動産登記登録事務所に係る不動産登記の登録の範囲の範囲の方法
□3. 千葉県
不動産登記登録事務所に係る不動産登記の登録の範囲の範囲の方法
□4. 千葉県
不動産登記登録事務所に係る不動産登記の登録の範囲の範囲の方法

別記様式第二十号（第七十四条関係）

フリガナ	姓の漢字又は名前
フリガナ	姓
姓	所

西 田 雅 昌		28-2
姓 人 の 沿 來		
固 号	又 互 名 称	
大 古 事 ト	氏 ト	
田	所	電話番号 () —
曾 父	生 年 月 日	
曾 母	生 年 月 日	
父	姓 名	居 所 の 内 容
母	姓 名	
夫	姓 名	
妻	姓 名	重 前 の 内 容
上記のとおり特異ありません。		
<u>西 田 雅 昌</u>		
代捺者名		

記載要領

- ①「電気番号」の欄には、市町会員、内用番号及び番号ごとにそれぞれ(ダッシュ)で区切り記入すること。
(入力例) 00-XXXX-8111
- ②1社契約で記入しない場合は、当該項と同じ様式の裏面に記入して、その裏面を請求書の裏面に貼付すること。
- ③「変更に係る事項」の欄には、それがそれらの変更事項について、変更者及び変更の内容を記載すること。
- ④特種変更事項の欄に記載した件数と提出した様式番号十号のうち変更に係る件数を一致させること。

別記様式第二十二号（第七十六条関係）

別記
種別第二十二号（第七十六条関係）(A.4)
不動産登記用紙
不動産登記用紙は、(株)日本地図出版社(以下「登記用紙」といいます)、以下
のところより購入します。この登記用紙の記載事項は、本表に付記あります。
○ 買方(文) 周易
○ 買方登記者名
○ 不動産登記用紙
○ 物件登記用紙
○ 代買者次名
○ 電話番号
○ 送り先名
○ メールアドレス
物件登記用紙上宛て番号
番号

購出の理由
番号又は名前
代買者次名
住所
登記の理由の仕たび
その他

別記様式第二十三号（第七十八条関係）削除

別記
種別第二十四号（第七十八条関係）(A.4)
不動産登記用紙
不動産登記用紙は、(株)日本地図出版社(以下「登記用紙」といいます)、以下
のところより購入します。この登記用紙の記載事項は、本表に付記あります。
○ 買方(文) 周易
○ 買方登記者名
○ 不動産登記用紙
○ 物件登記用紙
○ 代買者次名
○ 電話番号
○ 送り先名
○ メールアドレス
○ 廉号又は名前及び姓
○ 番号又は名前
○ 代買者次名
○ 一
○ 賃金又は料金の額(税込)(円)
○ 不動産登記用紙及び(社)地図出版社登記用紙以外で行っている事項
番号

フリガナ
番号又は名前
代買者次名
郵便番号
一
賃金又は料金の額(税込)(円)
不動産登記用紙及び(社)地図出版社登記用紙以外で行っている事項
番号
一
一
一

○ 完成地図登記用紙(昭和22年法律第126号)第5条各款に限り内附する事
項
登記番号
登記年月日
登記年月日
登記年月日

◎ 不動産特定共同事業設施行令(平成6年政令第415号)第14条で定める使用人に関する事項

(第二回)
金持物內外史評批文集某ノ西遊

（A-4）
施 行 條 例

別記様式第二十六号（第八十条関係）

別記 第二十六号（第八十条関係）（平成廿四年十一月八日付第044-4453）
 (A.4)
 不動産登記用紙第2号（平成6年令第2号）の添付書類の変更により、下
 記の事項について備付けます。この旨は登記及び抵押権の記載事項は、変更に相
 当りません。

地番	日
所在地	同上
所有者名	新譲主 姓氏又は名称 本店 所在地
代筆者氏名	代筆者名 電話番号 郵便番号 電話番号 メールアドレス
記	
不動産登記用紙第2号（平成6年令第2号）の添付書類の変更事項	
1. 変更内容	
変更年月日	変更に係る事項
	変更後
	変更前
2. 変更理由	

記載事項
 ①「登記番号」欄には、市水道局、吉内開業及び新規ごとにそれぞれ一
 ピース（シート）で取り扱い、入力する。
 （底面） 09-558-011
 ②土地の登記人、地主の登記名を新規にて、地図と照合し権利の裏面に記入し
 て、右の「登記に係る事項」欄に記入する。
 ③「登記に係る事項」欄には、それまでの変更事項について、変更前及び變
 更後の内容を並記すること。
 ④登記料金は、登記の種類及び登記の件数によって異なり、登記第二百四十九条の変更
 で免き若く変更登記の内容に都合した上で支給すること。

別記様式第二十七号（第八十三条関係）

別記 第二十七号（第八十三条関係）（平成廿四年十一月八日付第044-4453）
 (A.4)
 不動産登記用紙第2号（平成6年令第2号）の添付書類の変更により、下
 のとおり備付けます。この旨の記載事項は、変更に相違ありません。

地番	日
所在地	同上
所有者名	新譲主 姓氏又は名称 本店 所在地
代筆者氏名	代筆者名 電話番号 郵便番号 電話番号 メールアドレス
記	
不動産登記用紙第2号（平成6年令第2号）の添付書類の変更事項	
1. 複出の理由	
複号又は全称	
六段半角全角	
伝	所
複長の理由が生じた日	
その他の	

記載事項
 ①「複出の理由」欄には通常特別取扱い登記に該当しなくなった複出を
 記載すること。
 ②「複出の理由」欄には通常特別取扱い登記を複数に正しく併記せしむ場合に
 は、「複数の理由」欄に、その複数の理由について記載すること。

